

令和6年度 朝の読書推進図書セット貸出 実施要項

群馬県立図書館

1 趣旨

本事業は、児童・生徒の読書活動推進を目的とし、県内各小・中・特別支援学校で行われる「朝の読書」を支援するため、図書セットの貸出を行う。

2 セットの内訳、募集校数、冊数及び期間等

種別	募集数	セット内訳	貸出冊数	期間
小学校用	23校	低学年向け図書 40冊×2箱 中学年向け図書 40冊×2箱 高学年向け図書 40冊×2箱	前期 240冊 後期 240冊 (半期で図書交換)	令和6年2月～ 令和7年2月 *貸出・返却日は 県立図書館が指定する
中学校用	3校	いずれかを選択 (A) 中学生向け図書 40冊×6箱 (B) 中学生向け図書 30冊×6箱	年間計 480冊 *Bの場合は360冊	
特別支援学校用	1校	内容・冊数は相談により決定する。(半期で図書交換)		

3 申込方法

(1) 貸出を希望する学校は、「申込書」(別紙様式1)に必要事項を入力し、下記担当あてにメールで提出する。

(2) 申込上の注意

①申込書に入力するアドレスは、所属代表アドレス(次年度も使用予定のもの、かつ担当者以外でも確認可能なもの)とし、必ずこのアドレスをご使用ください。

③申込の件名は「**朝読申込・学校名**」としてください。(例:朝読申込・〇〇市立〇〇小)

④申込書を受理したら「受信確認メール」を返信しますので、申込書を送信後、数日経過しても

返信がない場合は電話でご連絡ください。

⑤申込期限 **令和5年12月7日(木)**

4 貸出決定について

「朝の読書推進図書セット貸出申込書」により貸出の可否を審査し、令和6年1月17日(水)までに通知する。なお、申込多数の場合、優先順位は下記の通りとする。

- ①朝の読書活動が未実施の学校
- ②当事業を利用したことのない学校
- ③当事業の利用実績が少ない学校
- ④公共図書館未設置地域の学校

5 貸出図書の扱いについて

(1) 貸出・返却における図書の運搬は、原則各学校が行う。

(2) 図書の亡失・汚破損等について

亡失または汚破損等により、以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校

貸出用図書館資料賠償要項」を適用する。同要項の規定により、亡失・汚破損等の原因が児童・生徒による場合は、賠償を免除することができる（申請書を提出する）。

6 その他

申込み等に係る書類については、県立図書館のホームページ（下記）からダウンロードすることもできる。

<https://www.library.pref.gunma.jp/学校>・[県内図書館のページ](https://www.library.pref.gunma.jp/県内図書館のページ)/学校への貸出

7 申込み・問合せ先

群馬県立図書館 地域協力係 朝読書貸出担当

〒371-0017 群馬県前橋市日吉町 1-9-1

E-mail : katsura-m@pref.gunma.lg.jp Tel : 027-231-3336